

お客さま各位

北星信用金庫

「未利用口座管理手数料」の対象範囲変更について

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、令和3年4月1日(木)以降に開設された普通・貯蓄預金口座につきまして、残高が10,000円未満、2年以上ご利用がない口座を「未利用口座」とし、ご通知後、未利用口座管理手数料(年間1,200円、消費税別)をご負担いただき、残高が手数料に満たなくなった口座は解約させて頂くことにしております。

長期に渡りお取引のない口座の金融犯罪利用防止に向けて取り組んでいるところであり、令和6年10月1日(火)より、下記の通り、令和3年3月31日以前に開設されました普通・貯蓄預金口座に対しましても「未利用口座」の対象とさせていただきますので、お知らせいたします。

当金庫は、引続きお取引いただいておりますすべてのお客さまへのサービス維持向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※本手数料は、2年以上未利用の状態となった口座に対しましてご負担いただくものであり、普段ご利用いただいている口座については対象となりません。

記

未利用口座管理手数料

未利用口座の対象となる 基準日	令和3年4月1日以降に新規開設された口座は開設日(手数料徴求は令和5年4月以降) 令和3年3月31日以前に新規開設された口座は令和6年10月1日(手数料徴求は令和7年1月15日)
適用口座	全ての普通(総合口座・無利息型・通帳レス含む)・貯蓄預金口座
対象となる口座 (未利用口座)	最後の預入れまたは払戻し(当該普通・貯蓄預金利息の元本への組入れ、未利用口座管理手数料の引落しを除く)から2年以上一度も預入れまたは払戻し等がない口座。ただし、次のいずれかに該当する口座は対象外と致します。 ①当該口座残高が10,000円以上の場合 ②同一店舗において、定期性預金、国債、保険等の取引または融資取引がある場合 ③当該口座の名義人が未成年者の場合 ④後見制度支援預金
手数料	・未利用口座となった場合、お届けのお名前・ご住所宛に事前にご案内書面を郵送いたします。なお、本ご案内が到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。 ・事前通知後、3か月経過後もご利用がない場合は、年間1,200円(消費税別)を当該口座から引落しいたします。
口座解約	・口座残高が管理手数料に満たない場合は、口座残高をもって管理手数料の一部としてご負担いただき、当該口座を解約いたします。 ・ご負担いただいた管理手数料のご返却、および解約口座の再利用は応じかねますので予めご了承ください。

※ご不明な点がございましたら、お取引店へお問い合わせください。